

# 医療廃棄物を適正に処理するために

—— 医療関係機関等の皆様へ ——

「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいいます。  
（令別表第1の4の項、規則第1条第7項）

適正に処理して、生活環境を守りましょう。



## 目次

<b>1章 廃棄物の分別方法</b> .....	1
1 廃棄物の区分.....	1
2 感染性廃棄物と非感染性廃棄物.....	2
3 紙おむつの処理.....	4
<b>2章 廃棄物の管理</b> .....	6
1 事務編.....	6
2 保管編.....	7
3 処理編.....	8
<b>3章 処理の委託</b> .....	9
1 許可業者を選ぶ.....	9
2 契約を締結する.....	9
3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付.....	10
<b>4章 葛飾区に廃棄物の処理を依頼する場合</b> .....	11
<b>5章 在宅医療廃棄物</b> .....	13
<b>6章 葛飾区に提出する書類のご案内</b> .....	14
<b>医療廃棄物処理申請書</b> .....	15
<b>医療廃棄物排出状況申告書</b> .....	16

(略語) このパンフレットは以下の略語を使用しています。

\* 法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

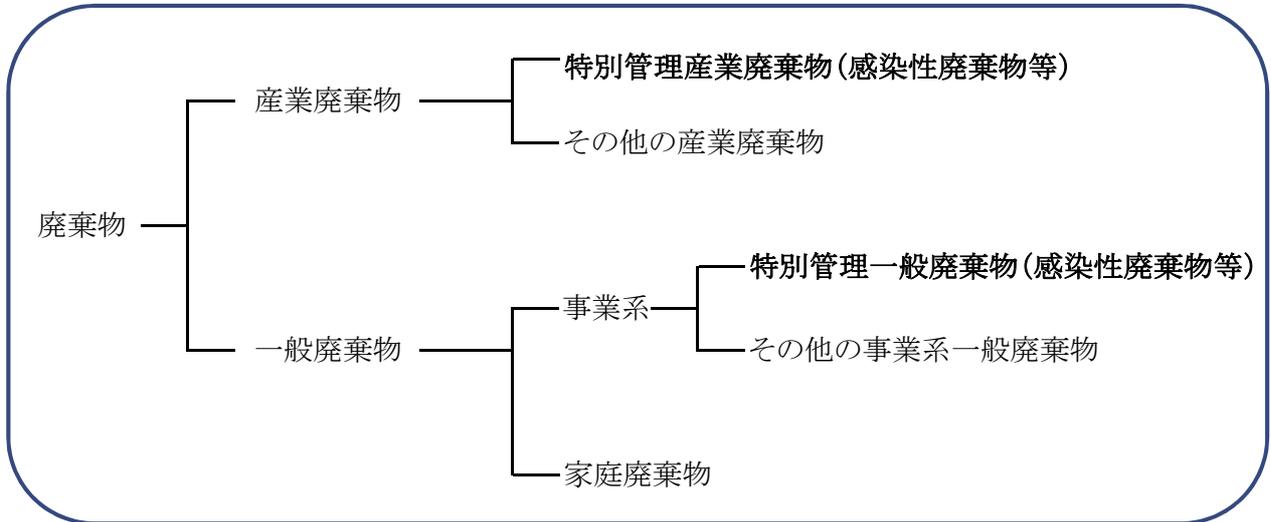
\* 令: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)

\* 規則: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日厚令第35号)

# 1章 廃棄物の分別方法

## 1 廃棄物の区分

廃棄物は、**産業廃棄物**と**一般廃棄物**に分かれます。さらに、それぞれ特別管理廃棄物とその他の廃棄物に分かれます。医療関係機関等から発生する感染性廃棄物は、特に指定された有害なものとして特別管理廃棄物に該当します。



\*特別管理(産業・一般)廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。

医療関係機関等から排出される主な産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物の区分	種類	具体例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液(凝固したものに限り)、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、ガソリンなどの燃料油、入院患者の給食に使った食用油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの	
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、紙おむつ、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など	

(出典)令和5年5月 環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

## 2 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

### (1) 医療関係機関等から排出される廃棄物

医療関係機関等から排出される廃棄物には、大きく分けて3種類あります。

- ・感染性廃棄物
- ・非感染性廃棄物 ⇒ 医療行為に伴って排出される廃棄物で、感染性廃棄物でないもの
- ・非医療廃棄物 ⇒ 紙くずや生ごみなど医療行為以外の事業活動に伴って排出される廃棄物

### (2) 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。

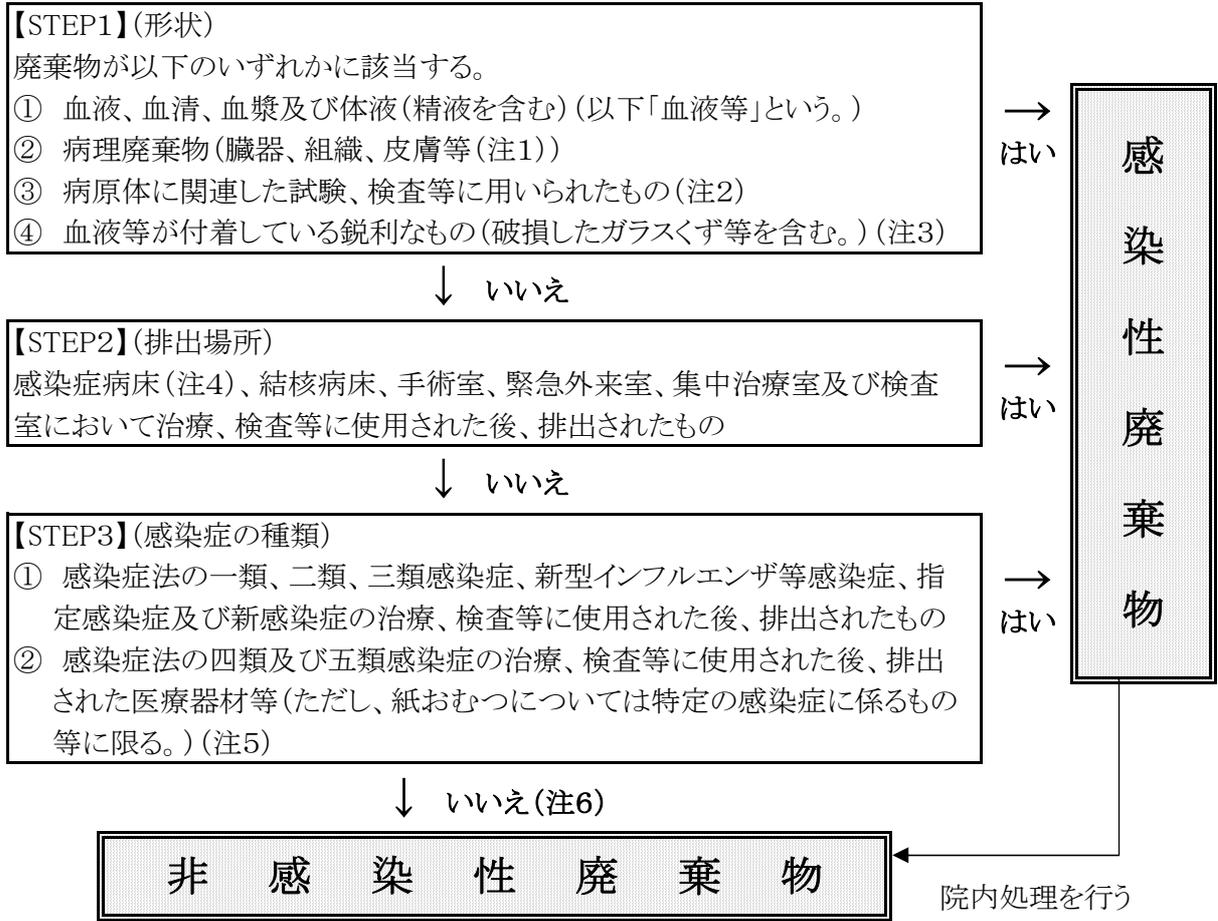
また、感染性廃棄物は廃棄物の種類によって「感染性産業廃棄物」と「感染性一般廃棄物」に分けられます。医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は主に以下の表に分けられます。

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物 [特別管理一般廃棄物]	感染性産業廃棄物 [特別管理産業廃棄物]
①血液等	/	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)
②手術等に伴って発生する病理廃棄物	臓器、組織	/
③鋭利なもの※	/	注射針、メス、試験管シャーレ、ガラスくず等
④病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験検査等に使用した培地、実験動物の死体等	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等
⑤その他血液等が付着したもの※	血液等が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ)等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
⑥汚染物質もしくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもので①～⑤に該当しないもの※	汚染物が付着した紙くず、繊維くず等	汚染物が付着した廃プラスチック類等

※③鋭利なものは、未使用のものや血液が付着していないもの、消毒等により感染性を失わせたものでも、**感染性廃棄物と同等の取扱い**となります。また、滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。

※⑤、⑥については、血液等その他の付着の程度や付着した廃棄物の形状、性状の違いにより感染の危険性に大きな差があると考えられるので、医師等によって感染の危険がないと判断したときは、感染性廃棄物とする必要はありません。

# 感染性廃棄物の判断フロー



ただし、次の場合は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む)

(注1) ホルマリン固定臓器等を含む

(注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

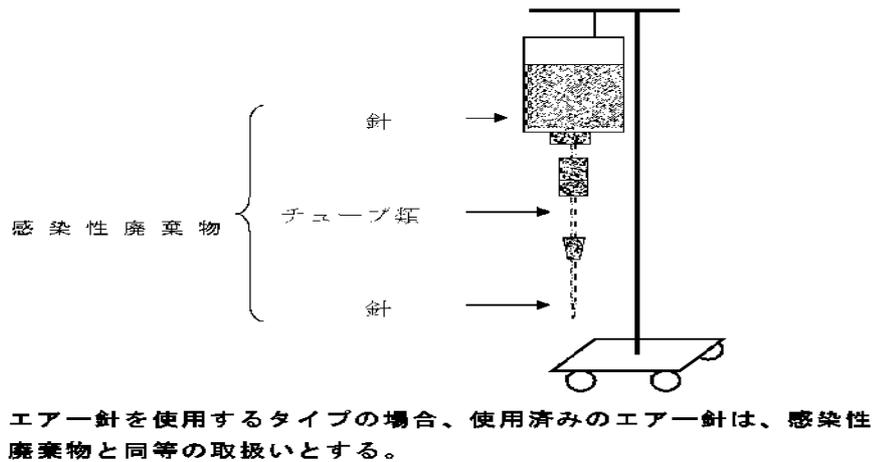
(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透折等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(5ページ参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

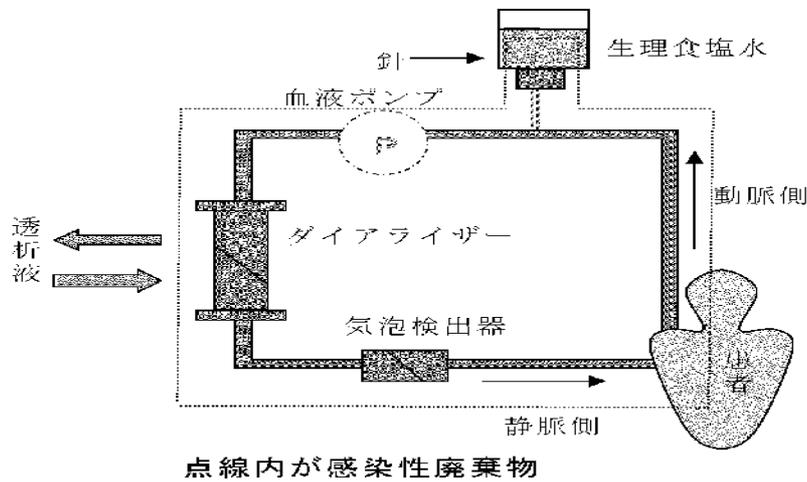
(注6) 感染性・非感染性のいずれであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(出典) 令和5年5月 環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

### (1)輸液点滴セットについて



### (2)透析等回路について



ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については、感染性廃棄物に該当する。

(出典) 令和5年5月 環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

## 3 紙おむつの処理

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで下記に該当するものは、感染性廃棄物になります。

- (1) 血液が付着したもの
- (2) 次のような特定の感染症患者が使用したもの
  - イ 新感染症
  - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
  - ハ 感染症法で四類及び五類の一部
  - ニ 新型インフルエンザ等感染症

\* 血液等が付着していなければ、(2)イ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物(事業系一般廃棄物)として区分されます。

ただし、使用後の紙おむつの排出については、受入条件などが自治体により異なるため、その取扱いについて医療関係機関等、処理業者、東京二十三区清掃一部事務組合及び葛飾区(葛飾区清掃事務所)との間で十分調整する必要があります。

なお、使用後の感染症ごとの紙おむつの取扱いについては、P5の表をご覧ください。

表 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い(※1)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体ベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。)	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。)、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症(※2)、再興型新型コロナウイルス感染症(※2)	○	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
新感染症		○	

※1 ○: 感染症廃棄物 ×: 非感染性廃棄物

○、×にしたがって感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

※2 紙おむつについては、患者の糞便において検出例があることから、引き続き、感染性廃棄物として取り扱うこととする。

(出典) 令和5年5月 環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

## 2章 廃棄物の管理

### 1 事務編

#### (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(法第12条の2第8項)

医療関係機関等の管理者は、施設内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士(感染性廃棄物のみを排出する場合)
- ②特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者
- ③法に定める資格(規則第8条の17)を持った者

\* ②特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問合せ:(一社)東京都産業資源循環協会 TEL:03-5283-5455

\* ③の法に定める資格とは、環境衛生指導員歴2年以上など

\* 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(現像液、定着液など)を排出する場合は、②または③の資格が必要です。

#### (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

医療関係機関等の管理者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置後は主に30日以内に都知事へ報告し、また、変更した場合にも速やかに都知事へ報告することになっています。

(「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」)

#### (3) 処理計画書の作成(法第12条の2第10項、第11項)

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都知事に提出するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告しなければなりません。

提出及び問合せ先:東京都環境局資源循環推進部計画課 TEL03-5388-3572

#### (4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者は、施設内での感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程(マニュアル等)を作成してください。

管理規程は、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者に周知徹底してください。

#### (5) 帳簿の記載と保存(法第12条の2第14項、法第7条第15項、16項)

医療関係機関等の管理者は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成する義務があります。帳簿は1年ごとに閉じ、その後5年間保存してください。

## 2 保管編

### (1) 保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

- ・感染性廃棄物の保管は、できる限り短期間にしてください。やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないようにしてください。
- ・感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行ってください。専用の保管施設が設置できない場合は、関係者以外が立ち入れないように配慮してください。  
(診察室など、患者様や付添いの方と接触する場所での保管はしないでください。)
- ・保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意の表示をしてください(P8図1参照)。また、施設は周囲に囲いをしてください。

### (2) 分別

廃棄物は、施設内では次のように分別してください。

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物
- ③ 非医療廃棄物(紙くず、厨芥等)

- ・感染性廃棄物は発生時点において、他の廃棄物と分別する。
- ・液状又は泥状のものと固形状のものは分別する。「梱包」を容易にするため
- ・鋭利なものは他の廃棄物と分別する。

### (3) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11）

感染性廃棄物は、性状に応じて適切な(密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい)容器を使用してください。一括梱包する場合には、廃棄物の性状に応じた運搬容器の材質等を併せ持つものでなければなりません。

- ① 鋭利なもの……………耐貫通性のある丈夫な容器
- ② 液状又は泥状のもの……………密閉容器
- ③ 固形状のもの……………丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器

### (4) 表示（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の10）

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器にはバイオハザードマークを付けてください。バイオハザードマークを付けない場合は、感染性廃棄物であることを明記してください。

- ① 鋭利なもの…………… 黄色  
(注射針等)
- ② 液状又は泥状のもの…………… 赤色  
(血液等)
- ③ 固形状のもの…………… 橙色  
(血液等が付着したガーゼ等)
- ④ 分別排出が困難なもの…………… 黄色

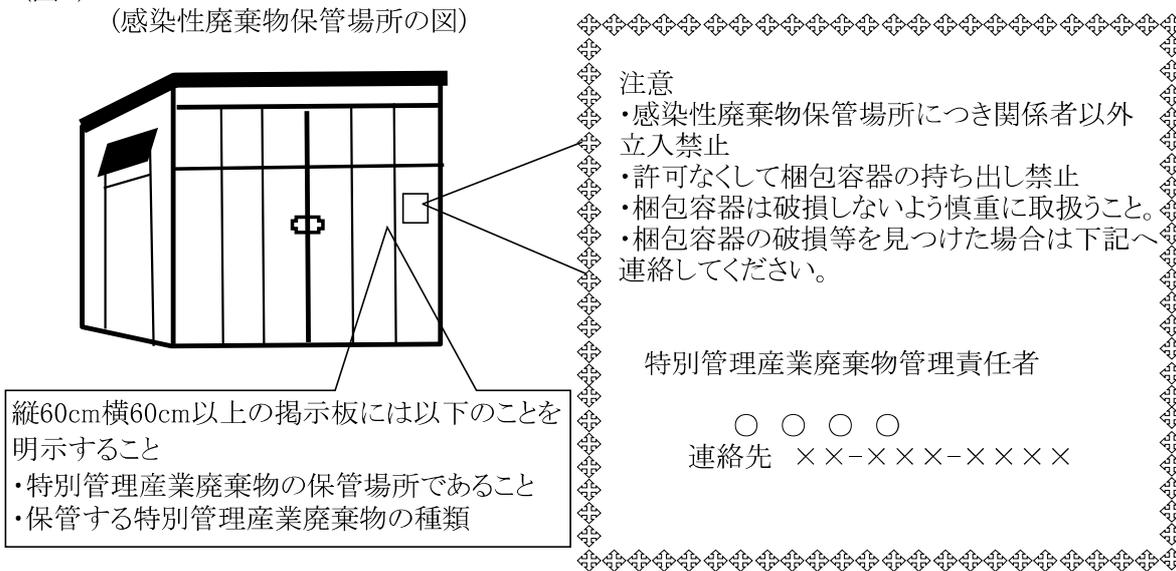


バイオハザードマーク

非感染性廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物との区別がつかないこと等から、非感染性廃棄物を収納した容器には、必要に応じて非感染性廃棄物であることの表示を行うことを推奨しています。

(図1)

(感染性廃棄物保管場所の図)



### 3 処理編

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合は、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた廃棄物は、非感染性廃棄物として処理することができます。**(鋭利なものは感染性を失わせても感染性廃棄物として処理してください。)**

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
  - ② 熔融設備を用いて熔融する方法
  - ③ 高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)装置を用いて滅菌する方法  
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
  - ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法  
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
  - ⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法  
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- ※ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては当該法律に基づく消毒をしてください。  
(「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成4年厚生省告示第194号)」)

<施設内処理の注意点>

- ・焼却又は熔融設備を用いる場合は、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局産業廃棄物対策課審査担当(参照:巻末お問合せ先)にお問合せください。
- ・停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、病院や診療所の管理者の方は、緊急時対応マニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

## 3章 処理の委託

医療関係機関等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第5項、第12条の2第5項)

### 1 許可業者を選ぶ

(1)感染性廃棄物は、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分かれます。いずれの廃棄物も感染性産業廃棄物の許可業者が処理できます(法第14条の4第17項、規則第10条の20)。したがって感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物のうち感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

(2)非感染性廃棄物や非医療廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けてください。産業廃棄物と一般廃棄物はそれぞれの区分の許可を取得している業者と契約してください。

(例 産業廃棄物:廃プラスチック類、一般廃棄物:普通ごみ)

#### ◆産業廃棄物処理業者の探し方◆

○「さんぱいくん」で全国の許可業者を探す  
産廃情報ネット

<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

○東京都知事の許可を受けた処理業者を探す  
産業廃棄物処理業者情報の検索

[https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search\\_input.aspx](https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx)

○業界団体へ問い合わせる

(一社)東京都産業資源循環協会(TEL 03-5283-5455)

会員の処理業者を紹介しています。

※一般廃棄物処理業者の探し方は17ページのお問い合わせ先をご参照ください。

### 2 契約を締結する

#### (1)契約書を交わす

法では、産業廃棄物の処理委託契約は必ず書面で行うことと規定されています。

(令第6条の2第4号、令第6条の6第2号)

口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります。

#### (2)必ず二者契約をする(法第12条第5項)

廃棄物の処理業者は、大きく分けて廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と焼却等により処分を行う「処分業者」の2種類があります。

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。収集運搬業者だけと契約している場合、処分業者と契約していないことになり、法令違反となってしまいます。

収集運搬業者が、東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する清掃工場に持込む場合は、処分業者との契約は不要です。

### (3)契約書に許可証の写しを添付する(規則第8条の4)

許可証の写しの中で、以下のことを特に確認してください。

○許可の有効期限

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになります。

○許可の区分・条件

感染性廃棄物の許可のない処理業者は、感染性廃棄物を扱うことができません。

○許可の自治体

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば、東京都からA県の処理施設まで運搬する場合は、東京都とA県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

### (4)契約書に含めなくてはならない必要事項(令第6条の2第4号)

法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項(廃棄物の種類や数量など)が規定されています。実際の契約書の内容については、東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しています。

○東京都環境局産業廃棄物対策課「産業廃棄物処理委託モデル契約書」

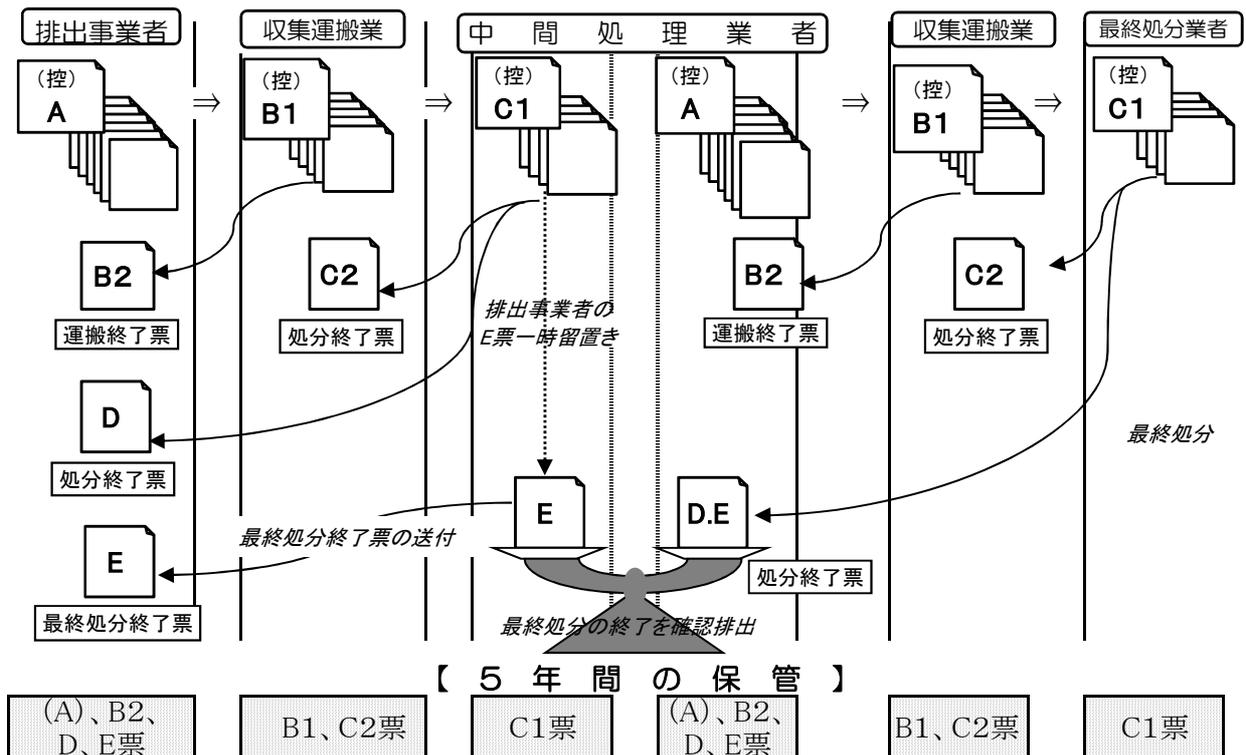
[https://kankyo.my-admin.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/on\\_waste/keiyakusyo/](https://kankyo.my-admin.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/keiyakusyo/)

### (5)契約書を5年間保存する(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3)

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

## 3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すものではなく、排出事業者が自ら作成するものです(法第12条の3第1項)。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。マニフェストの記載内容の確認がされていない場合、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合があります。以下の図はマニフェストの流れです。



↑処理業者より送付(B2,D,E票)を受けた日から5年間保存してください。(法第12条の3第5項、規則第8条の26)

## 4章 葛飾区に廃棄物の処理を依頼する場合

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません(法第3条)。そのため、自己の責任で許可業者と契約して処理する方法が一般的です。

ただし、少量排出などで許可業者への委託が困難な場合に限り、以下(1)の基準を満たす医療関係機関等については、事前に葛飾区清掃事務所に申請書を提出し、承認が得られれば、有料(事業系有料ごみ処理券を貼付)で葛飾区が廃棄物を収集することができます。

\*集積所に資源やごみを出す場合は、1回あたり90ℓ(45ℓ袋の場合で2袋)が上限となります。

### (1)対象となる医療関係機関等

次のいずれかに該当する医療関係機関等に限ります。

ただし衛生検査所及び医療関係研究機関は除きます。

- ①常時勤務する従業員が20人以下
- ②排出日量が平均10kg未満

### (2)申請の手続き

15ページの「医療廃棄物処理申請書」により、事前に葛飾区清掃事務所に申請し承認を得る必要があります。承認期間は2年間です。2年毎に申請を行ってください。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

申請先: 葛飾区清掃事務所(葛飾区高砂1-1-1)

### (3)区が収集・運搬・処分することができる廃棄物

- ①非感染性廃棄物  
(感染の危険がないものでも、注射針・メス・破損したガラス製品などの鋭利なものは、感染性廃棄物と同等の取扱いとなります。)
- ②感染性廃棄物を医療関係機関内で法定の滅菌方法により処理したもの  
(ただし、注射針・メスなどの鋭利なものは、滅菌処理のほか、破砕など法定の処理を行い、鋭利ではない形状にしたものに限りします。)
- ③非医療廃棄物

申請対象

○区が収集できる廃棄物は、具体的に次のようなものがあります。

- ・ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ(汚物を取り除き、袋を密閉すること)、プラスチック類(点滴バッグやチューブ)など……………「燃やすごみ」でお出してください。
- ・金属くず、ガラスくずなど……………「燃やさないごみ」でお出してください。

○滅菌処理していない廃棄物や次の廃棄物は、区では収集・運搬・処分いたしませんので許可業者へ委託してください。

- ①感染性廃棄物
- ②感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの(注射針、メス、破損したガラス製品など)
- ③液状、泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類など)
- ④臓器類
- ⑤その他適正に処理することが困難なもの(水銀血圧計など)  
(水銀を含む産業廃棄物の処理方法がわからないときは、東京都環境局産業廃棄物対策課にお問い合わせください。)

**<感染性廃棄物は絶対に集積所に出さないでください！>**

注射針などの感染性廃棄物を集積所に出すと、周辺住民や収集職員、処理施設職員の針刺し事故や感染症の原因となりますので、感染性廃棄物は絶対に集積所に出さないでください。

#### (4)ステッカー(識別シール)及び事業系有料ごみ処理券の貼付

医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、①「ステッカー(識別シール)」と②「事業系有料ごみ処理券」を貼って決められた集積所にお出しください。

##### ①ステッカー(識別シール)

ア. 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの(緑色)

イ. 最初から非感染性の廃棄物(青色)

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

※ステッカー(識別シール)は、葛飾区のホームページからダウンロードできます。

URL: <http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000048/1001537/1001683.html>

トップページ>くらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業系ごみ・廃棄物>医療関係機関が医療廃棄物の収集・運搬処理を区に依頼する場合

##### ②事業系有料ごみ処理券 料金表

容量	70 <small>リットル</small>	45 <small>リットル</small>	20 <small>リットル</small>	10 <small>リットル</small>
金額(1枚)	609円	391円	174円	87円
販売単位	3,045円 (5枚組)	3,910円 (10枚組)	1,740円 (10枚組)	870円 (10枚組)

(注) \*袋で排出する場合……袋の大きさにあった事業系有料ごみ処理券を貼ってください。

\*容器で排出する場合……ごみの量に応じた事業系有料ごみ処理券を貼ってください。

#### (5)滅菌等の処理確認

診療所等には法令に基づき、滅菌処理器材もしくは滅菌済の廃棄物を、立入等により実態調査をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

#### (6)違反行為を行ったとき

申請・承認を受けた内容に違反する行為を行った医療機関に対し、収集・運搬・処分をお断りする場合があります。

#### 専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

- ① 施設内で発生する感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
- ② 区の収集の対象とならない医療関係機関等(参照:11ページ(1)対象となる医療関係機関等)

## 5章 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物(在宅医療廃棄物)については、旧厚生省(現厚生労働省)通知により一般廃棄物として取扱う旨周知されています。しかし、ごみ集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力をお願いします。

- 1 医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利なものや感染性のあるものは、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。
- 2 在宅患者がご自宅で使用した注射針は、「使用済み注射針回収薬局」のステッカーがある薬局へ返却してください。
- 3 1以外の在宅医療廃棄物を排出する患者及びその家族は、収集作業の安全性を確保するために、葛飾区の分別・排出ルールに従っての排出をお願いしております。患者及びその家族に対する在宅医療廃棄物の排出指導について、医療関係機関等の皆様のご協力をお願いします。なお、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物には次のようなものがあります。

<具体例>

燃やすごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、注射筒(プラスチック製)、点滴バッグ、薬の梱包材(プラマーク表示のないもの)、CAPDバッグ(チューブ含む)
燃やさないごみ	注射筒(ガラス製)、空きびん
資源	薬の外箱(紙製)
プラマーク	薬の梱包材(プラマーク表示のあるもの)

\* 紙おむつは汚物を取り除いてください。

\* CAPDバッグ等については、中の残存物を適正に処理し、空にした状態で「燃やすごみ」の日にお出してください。残存物の処理についてはかかりつけ医や処方を受けた薬局などに相談してください。

\* プラスチック製のバッグ類やチューブ等にプラマークがついている場合がありますが、「燃やすごみ」の日にお出してください。

### <在宅医療に伴って使用した注射針の排出方法>

葛飾区では、在宅医療に伴い排出される注射針について、以下の方法で処理していただくようお願いしています。

- ◆ 処方した医療機関又は薬局へ返却
- ◆ 東京都薬剤師会では、在宅医療に伴う使用済み注射針の回収事業を行っています。  
葛飾区の回収事業実施薬局(右の写真のステッカーが目印です)では、専用の回収容器をお渡しし、回収しています。
- ◆ 注射針を集積所に出すことはできません。



←注射針回収薬局看板  
↓注射針回収容器



## 6章 葛飾区に提出する書類のご案内

葛飾区内に所在する医療関係機関等が、葛飾区に提出する書類は以下のとおりです。

- 医療廃棄物処理申請書(P15)
- 医療廃棄物排出状況申告書(P16)

葛飾区内に所在するすべての医療関係機関等が書類を提出するものではありません。

書類の提出が必要か否かの判断は、以下の「**処理状況別提出書類の判断早見表**」を確認ください。

### <処理状況別提出書類の判断早見表>

廃棄物の処理状況		医療廃棄物処理申請書	医療廃棄物排出状況申告書
1	葛飾区のごみ収集に出している場合 (有料ごみ処理券を貼付)	○	×
2	感染性廃棄物以外の廃棄物の処理も許可業者に委託しており、その許可業者が23区の清掃工場等の区長の指定する処理施設に持ち込んでいる場合	×	○
3	感染性廃棄物以外の廃棄物の処理も許可業者に委託しており、その許可業者が23区の清掃工場等の区長の指定する処理施設ではなく、民間の処理施設に持ち込んでいる場合	×	×

\*上の表中、「○」は提出が必要、「×」は提出が不要です。

\*業者に委託しており運搬先の処理施設が不明な場合は、委託業者に確認してください。

\*承認期間は2年間です。2年毎に申請を行ってください。

なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

\*ご不明な点は葛飾区清掃事務所(電話03-3693-6113)までお問い合わせください。

提出先: 葛飾区清掃事務所(葛飾区高砂1-1-1)

# 医療廃棄物処理申請書

年 月 日

葛飾区長 あて

申 請 者	医療機関名		
	管 理 者		
	所 在 地		
	電 話	(      )	

一般廃棄物および一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

申 請 欄	管 理 責 任 者	職 名 氏 名			
	業 態 及 び 規 模	① 病院                      ② 診療所(一般・歯科)                      ③ 介護老人保健施設 ④ 介護医療院              ⑤ 助産院                                      ⑥ 動物診療施設 (従業員数      名) (病床数      床)			
	申 請 する 廃 棄 物 の 種 類 及 び 日 量	種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		燃やすごみ	kg/日	kg/日	kg/日
		燃やさないごみ	kg/日	kg/日	kg/日
	(注)プラスチック類、ゴム・ビニール製品は「燃やすごみ」に含めてください。				
	感 染 性 廃 棄 物 を 滅 菌 等 処 理 す る 方 法	① 焼却      ② 熔融      ③ オートクレーブ      ④ 乾熱滅菌      ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法(                                      ) ※③～⑥の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。			
	保 管 場 所 の 有 無	① 有                                      ② 無			
	排 出 場 所	① 専用の保管場所      ② 近所の集積所      ③ その他(                                      )			
	遵 守 事 項	① 葛飾区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出します。			
* 参 考 欄	業 者 委 託 し て い る 医 療 廃 棄 物 の 種 類 及 び 排 出 日 量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計
	及 び 排 出 日 量	一 般 廃 棄 物	kg/日	kg/日	kg/日
		産 業 廃 棄 物	kg/日	kg/日	kg/日
	収 集 運 搬 を 委 託 し て い る 業 者 名	業 者 名			
	処 分 を 委 託 し て い る 業 者 名	許 可 番 号			
		業 者 名			
許 可 番 号					
備 考	* 参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。				

(医療関係機関関係)

# 医療廃棄物排出状況申告書

年 月 日

区 (清掃事務所) 長様

(申請者) 医療機関名  
管理者氏名  
所在地  
電話番号

医療廃棄物等（一般廃棄物）の持込み処理をしたいので下記のとおり申告いたします。

申 請 欄	管理責任者の職氏名									
	業 態 及 び 規 模		①病院 ②診療所（一般・歯科） ③検査機関 ④その他 ・国立・公立・私立の別（該当を○で囲む。） ・従業員数 人 ・病床数 床 ・資本金 百万円							
	発生する一般廃棄物の種類及び排出日量		種 類	感染性廃棄物 kg	非感染性廃棄物 kg	非医療廃棄物 kg	合 計 kg			
	上記のうち区長の指定する処理施設へ持込を申請する種類及び日量 <small>※感染性廃棄物は区長の指定する処理施設に持込みできません。</small>		種 類	感染性廃棄物 <small>非感染性処理したものに限る</small> kg	非感染性廃棄物 kg	非医療廃棄物 kg	合 計 kg			
	感染性廃棄物の前処理方法		①焼却 ②オートクレーブ ③乾熱滅菌 ④煮沸（15分以上） ⑤その他 ※ ②～⑤の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。							
	持込予定回数及び日量		1週間あたり回数 回		1回あたり持込量 kg					
	持 込 形 態		①自己持込		②委託		①継続持込		②一時持込	
	委託先	処理業者名称 代 表 者 所在地・電話番号 許 可 番 号	区許可 号							
	持込使用台数 持込車両の車両番号		台 数	車両番号	車 種	積載量				
	遵 守 事 項		①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持込みます。 非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。 ②廃棄物をいれた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。 ③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持込みます。							

※ この申告書は医療関係機関が廃棄物を自ら区長の指定する処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に、事前に確認を受けるものです。  
なお、実際の搬入にあたっては、清掃一組の持込承認を受ける必要があります。

# 医療廃棄物排出状況確認書

様

区 (清掃事務所) 長

上記の申告について下記のとおり認定いたします。

認 定 欄	持 込 先	清 掃 工 場	中防処理施設	最終処分場
	認定年月日	年 月 日		
	有効期間	年 月 日	～ 年 月 日	
	持込形態	自己持込み	委託先 ( )	

注意 この様式は区によって異なる場合もありますので、各区にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### 【産業廃棄物及び感染性廃棄物に関すること】

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

- \* 医療廃棄物全般、適正処理について……………指導担当  
TEL:03-5388-3586
- \* 産業廃棄物処理業者の許可について……………審査担当  
TEL:03-5388-3587
- \* 産業廃棄物の相談、特別管理産業廃棄物管理責任者、  
措置内容報告書、法令解釈について……………規制監視担当  
TEL:03-5388-3589

- \* 産業廃棄物処理業者の紹介、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入  
(一社)東京都産業資源循環協会  
千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階  
TEL:03-5283-5455

### 【一般廃棄物処理業者の紹介】

- \* 一般廃棄物処理業者の紹介  
東京都環境衛生事業協同組合 葛飾区支部  
TEL:03-5672-1640
- \* 一般廃棄物処理業者を探す  
葛飾区ホームページ>くらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業系ごみ・廃棄物  
>事業系ごみの処理>添付ファイル 葛飾区許可業者名簿

### 【医療廃棄物処理申請書・在宅医療廃棄物に関すること】

葛飾区清掃事務所 〒125-0054  
葛飾区高砂1-1-1  
TEL:03-3693-6113

医療廃棄物を適正に処理するために  
令和6年10月発行  
編集発行 葛飾区環境部清掃事務所  
〒125-0054 東京都葛飾区高砂1-1-1  
電話 03 (3693) 6113

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。